

希望者のみ提出

受験番号 []
※文部科学省記入欄

- ※ コピー可
- ※ 裏面も必ず記入してください。

高等学校卒業程度認定試験
身体障害者等受験特別措置申請書

- ※ 本申請書及び診断・意見書は、試験会場担当者とも共有させていただきます。
- ※ 診断・意見書は、提出時点で発行から半年以内のものをご用意ください。

●受験者氏名等(太線内に必要事項を記入してください。)

フリガナ []
受験者氏名 []

フリガナ []
記入者氏名 []

生年月日 昭和・平成 年 月 日
受験地 [] 都・道・府・県

受験者本籍地 [] 都・道・府・県
連絡先電話番号 [] - [] - []

●症状について(太線内の該当する個所に○及び必要事項を記入してください)

病名・症状名 []

視 覚 障 害				聴 覚 障 害	
点字による教育を受けている方	良い方の眼の矯正視力が0.15未満の方	両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の方	左記以外の視覚障害者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の方	左記以外の聴覚障害者
①該当する	②該当する	③該当する	④該当する	①該当する	②該当する

肢 体 不 自 由				病 弱	その他 (精神疾患を含む)
体幹の機能障害により座位を保つことができない方又は困難な方	両上肢の機能障害が著しい方	左記以外で解答用紙にマークすることが困難な方	左記以外の肢体不自由者	慢性の胸部、心臓、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の方又はこれに準ずる方	
①該当する	②該当する	※③該当する	④該当する	該当する	該当する

※ ③は、1.3倍の試験時間延長に該当する程度の障害ではないが、一般の解答用紙にマークすることが困難であると認められる方

この欄に、症状及び学校等の授業での状況等を詳しく記入してください。 ※必須

[]

※身体障害者手帳の交付を受けている方は以下の項目を記入してください。

身体障害者手帳交付番号 [] 交付年月日 [] 年 [] 月 [] 日

障害名 [] 等級 []

裏面に続く

●受験に際して希望する措置(太線内の希望する個所に○及び必要事項を記入してください)

視		覚		障		害	
点字による解答 (時間1.5倍) (別室)	文字による解答 (時間1.3倍) (別室)	文字による解答 (時間延長無し) (別室)	拡大文字問題 冊子の配布 (14ポイント、 A3判)	拡大鏡等 の持参使用	窓側の明るい 座席を指定	照明器具の 持参使用	点字器等の 持参使用
①希望する	②希望する	③希望する	④希望する	⑤希望する	⑥希望する	⑦希望する	⑧希望する

※ 必ず指定の様式で診断・意見書(視覚障害関係)をご用意ください。

- ・ ⑤「拡大鏡等の持参使用」のみを希望する場合は、医師の診断書は必要ありません。

聴 覚 障 害			
注意事項 等の文書に よる伝達	座席を前列 に指定	補聴器の持 参使用 (FM式を除 く)	人工内耳の 使用
①希望する	②希望する	③希望する	④希望する

- ・ 聴覚障害に関する特別措置を希望する場合は、医師の診断書(任意のもの)にオーディオグラム等を添付したものを使用してください。

肢 体 不 自 由 ・ 病 弱 ・ そ の 他 (1)				
チェックによる 解答 (時間1.3倍) (別室)	チェックによる 解答 (時間延長無し) (別室)	別室の設定 (2人以上10 人以下の試 験室)	試験室を 1階に設定	トイレに近 接する試験 室に指定
①希望する	②希望する	③希望する	④希望する	⑤希望する

★注意！

「別室の設定」とは、原則、2人以上10人以下の複数人数の試験室となります。
個室(受験者1人の試験室)の設定は、試験時間の延長対象の方(時間1.5倍、時間1.3倍)または真にやむを得ない理由がある方(例:免疫力が低下しているため生命の危険が考えられる方等)のみとなります。

肢 体 不 自 由 ・ 病 弱 等 (2)				
特製機の 持参使用	車椅子の 持参使用	杖の持参 使用	試験室入 口までの 付添者の 同伴	試験場への乗 用車での入構 (※下の空欄に車 両情報をご記入 ください。)
⑥希望する	⑦希望する	⑧希望する	⑨希望する	⑩希望する

※ 必ず指定の様式で診断・意見書をご用意ください。

- ・ ⑧「杖の持参使用」⑨「試験室入口までの付添者の同伴」のみを希望する場合は、医師の診断書は必要ありません。
- ・ ⑩「試験場への乗用車での入構」を希望する場合は、下の空欄に車両情報(車両番号・車種)をご記入ください。

<p>上記以外の希望措置(記載事項以外で、希望する措置があれば記入してください)</p> <p>※準備に多くの時間を要する可能性の高い要望を記載する場合は、出願前に必ず文部科学省にご相談ください。</p>

★注意！

・医師の診断書が無い場合は特別措置を認められませんので御注意ください。
(「拡大鏡の持参使用」、「杖の持参使用」、「試験室入口までの付添者の同伴」、「無地のタオル・ハンカチの持参使用」の措置を除く)

・会場の都合、診断書の内容によっては、申請していただく特別措置の御希望にそえない場合があります。

(例) ④「試験室を1階に設定」を希望される方について、試験会場に1階の試験室がない場合は、代替措置として「エレベーターの使用の許可」を特別措置として設定することがある。